

1 建物解体補助金の概要

(1) 目的

対象となるエリア内の土地について、土地売却促進のための建物解体への補助を行うことにより、住宅用土地へと誘導・促進させ、更なる移住定住人口の増加とともに市税増収を図るもの。

(2) 補助金とその対象者

補助対象者	対象エリア内（※（3）参照）に土地と建物を保有し、建物を解体して、土地を宅地開発事業者へ売却又は不動産事業者を仲介し売却する個人・法人（不動産事業者を除く）
-------	--

(3) 対象エリア

立地適正化計画居住誘導区域の内、多治見駅周辺地区（一部区域、沿線を除く P. 3 図面参照）

(4) 事業年度 制度創設から5ケ年

(5) 補助対象事業及び補助額等

事業	補助額
建物解体事業	事業費の1/2（上限50万円）

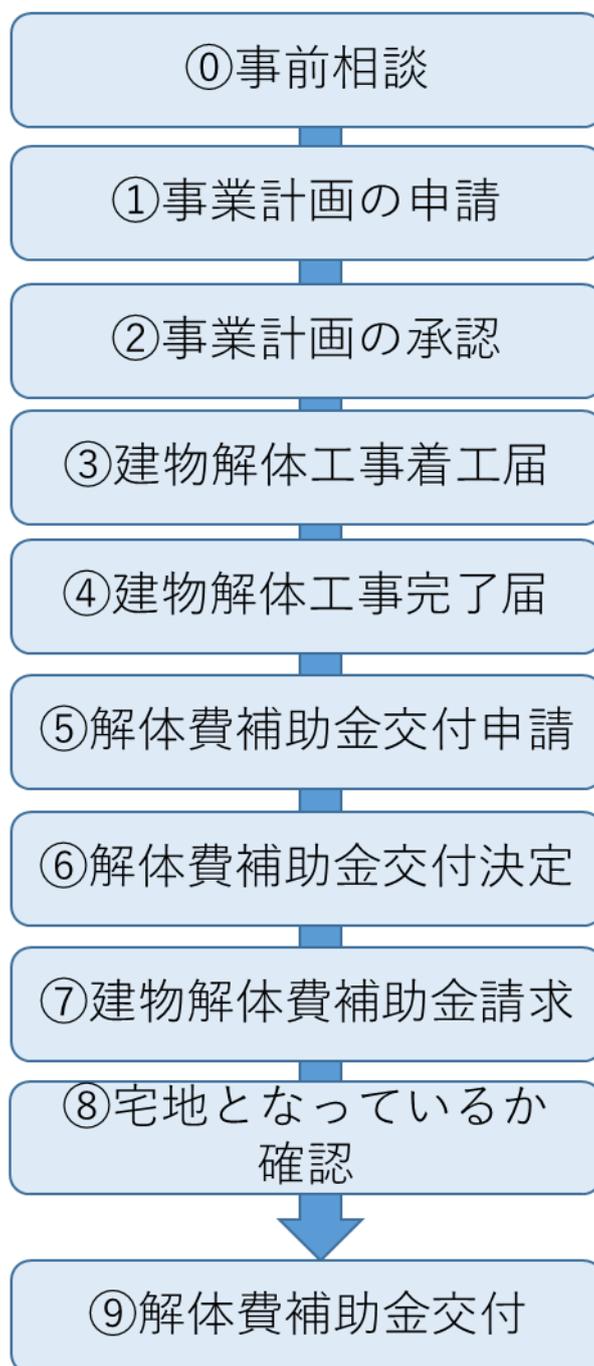
(6) 補助フロー P. 2 | | |--------------| | 解体費補助（個人・法人） | |--------------|

(7) 補助要件案

- ① 多治見市立地適正化計画の多治見駅周辺地区の区域内（対象外区域を除く）であること。
- ② 事業地は、既設上下水道管を有する道路に接道すること。
- ③ 建物解体後に1区画以上の宅地分譲が行われること。

(8) 制度所管課 人口対策戦略室

解体費補助（個人・法人）

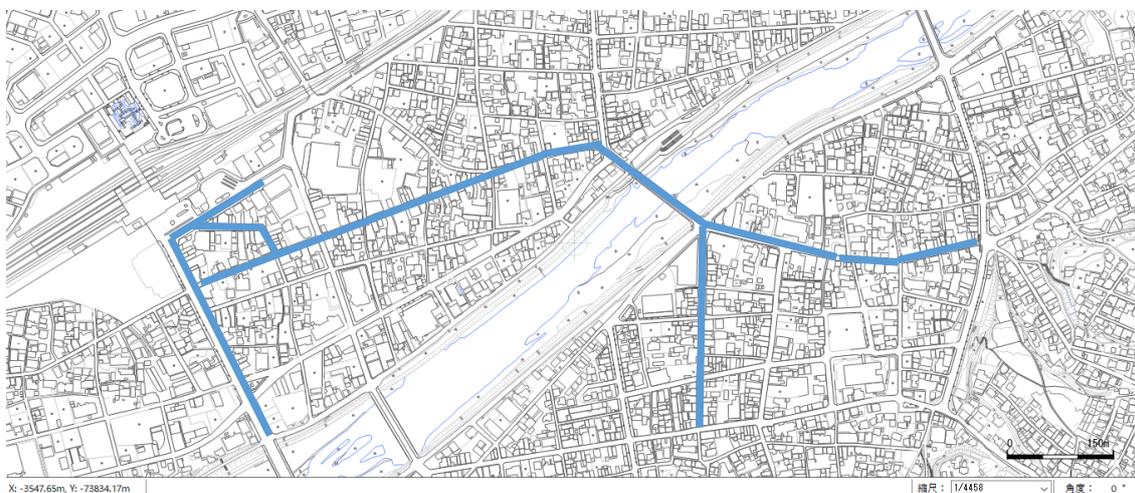


1 奨励金の概要 (3) 対象エリアから除外する区域

(1) 駅北土地区画整理事業地



(2) 中心市街地活性化協議会が出店を促進している沿線



※太線部沿線は、本事業の対象エリアから除外する